

松江市教育委員会告示第4号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年松江市条例第396号)第7条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月26日

松江市教育委員会 教育長 清水 伸 夫



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江市西菅田集会所	松江市菅田町130番地1 西菅田町内会	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで